

スマート農業促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富良野市農業及び農村基本条例(平成 20 年条例第 28 号)第 11 条第4号の規定に基づき、市内農業者の経営発展に資する省力化・効率化の取組に対して交付するスマート農業促進支援事業補助金に関して市費補助金交付規則(昭和 62 年規則第 23 号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、市内に住所を有する「認定農業者」又は「認定新規就農者」である個人及び法人とする。

(補助対象及び対象経費)

第3条 補助対象は、別表1に掲げるものとする。
2 前項に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、効果が高いと市長が認める取組を優先し予算の範囲内で交付するものとし、助成要件、補助率及び補助金の上限等は別表2のとおりとする。
2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。
3 他の補助事業との併用は、不可とする。

(計画申請)

第5条 補助金の交付をうけようとする者(以下「申請者」という。)は、スマート農業促進支援事業計画書(別記第1号様式、以下「計画書」という。)に、別に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。
2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(計画承認)

第6条 市長は、前条の規定により計画書を受理したときは、速やかに内容を審査し、スマート農業促進支援事業計画承認通知(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。なお、導入施設・機械等の使用状況及び経営耕地面積の確認等について、必要に応じて調査できるものとする。
2 市長は、前条の規定により計画書を受理し審査した結果、計画書を承認しない場合は、その理由を付して申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、計画承認を受けた日から同年 12 月 31 日までに対象事業の導入をしなければならない。
- 4 申請者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内での設置・導入ができないときは、スマート農業促進支援事業補助金執行遅延報告書(別記第7号様式)により速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(完了報告及び実績報告兼申請書)

第7条 申請者は、設置・導入したときはすみやかに機械導入報告書(別記第3号様式)を提出するものとする。

- 2 市長は機械導入報告書を受理したときは導入検査を行うものとする。
- 3 申請者は、スマート農業促進支援事業補助金実績報告書兼交付申請書(別記第4号様式以下「実績報告書兼交付申請書」という。)に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出するものとする。
- 4 実績報告書兼交付申請書には、領収書、契約書等補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 市長は、前条に基づき実績報告書兼交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、スマート農業促進支援事業補助金交付決定通知書(別記第5号様式、以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 2 申請者は、決定通知書を受けたのち、スマート農業促進支援事業補助金請求書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

(取消等)

- 第9条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) スマート農業促進支援事業補助金交付要綱並びに関係法令に違反したとき。
 - (3) 事業の中止又は繰延をしたとき。
 - (4) 事業の執行が方法不相当と認めたとき。
 - (5) その他不正の行為があったとき。
- 2 補助金の交付を受けたものが、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じその当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期日については、既納額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。
- 3 補助金の返還を命じられたものが、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日まで日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき、年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(書類の保存)

第 10 条 交付決定を受けた者は、交付対象経費の支出内容を証する書類を整備し、関係書類とともに翌年4月1日から起算し5年間保存しなければならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年8月6日)

この要綱は、平成 30 年 8 月6日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

補助対象	補助対象経費	備考
栽培環境制御設備に関するものの導入	栽培環境制御装置に係る部分（本体付属品）に係る経費（ハウス本体の資材に係る経費および、導入以降に必要な通信費等の経費を除く）	リース契約による導入を補助対象とする。 複数年契約とし、法定耐用年数未満の更新は対象外とする。 対象経費に維持費、手数料は含まない
G P S ガイダンス自動操舵システムの導入	G P S ガイダンス装置に連動する自動操舵装置部分の導入に係る経費（トラクター等に係る経費は除く）	
農業用ドローンの導入	本体及び作業に必要とされる付属品導入に係る経費	
可変施肥の導入	可変施肥に必要とされる機材・システムに係る経費（導入以降に必要な通信費、インターネットを利用できるデバイス、トラクター等に係る経費は除く）	

(別表 2)

区分	助成要件	補助率	補助金の 上限額	備考
共通	・認定農業者又は認定新規就農者 ・同一年度内における同一補助対象区分への補助は行わないものとする。			
栽培環境制御設備	・栽培に利用するもののみ ・事業実施年の翌年において栽培面積の維持もしくは拡大	栽培環境制御設備 対象経費の 1/4以内	220,000 円	リース契約による導入 リース期間 総額の1/4 以内もしくは 初年度 支払額の 低いほうとし、 区分により定めら れた補助 額の上限ま でとする
		環境モニタリング 対象経費の 1/4以内	160,000 円	
		複合導入の場合	350,000 円	
GPSガイダンス 自動操舵 システム	・事業実施年の翌年において経営耕地面積の維持もしくは拡大	対象経費の 1/4以内	500,000 円	
		標準装備	200,000 円	
農業用 ドローン	・無人航空機の散布作業にかかる講習を受けていること ・事業実施年の翌年において経営耕地面積の維持もしくは拡大	対象経費の1/4以内	500,000 円	
可変施肥	・事業実施年の翌年において経営耕地面積の維持もしくは拡大	対象経費の1/4以内	1,500,000 円	

栽培環境制御に該当するものとは次にあげるものをいう

・自動換気・自動灌水・環境モニタリング・水田水管理システム

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

スマート農業促進支援事業計画書

富良野市長 様

〒 ー
申請者 住所

氏名
認定農業者番号
電話 0167ー ー
FAX 0167ー ー

スマート農業促進支援事業計画書を下記のとおり提出します。

記

1. 補助対象経費 金 円

2. 導入設備

☐ 栽培用環境制御設備

（☐ 自動換気、☐ 自動灌水、☐ 環境モニタリング、☐ 水田水管理システム）

☐ GPS ガイダンス自動操舵システム

☐ 農業用ドローン

☐ 可変施肥

3. 経営耕地面積 本年度 ha 次年度 ha

4. 設置・導入予定日 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 対象経費の内訳が記載された見積書の写し
- (2) 導入設備の設置場所、導入機械の使用場所及び格納場所

(計画書添付書類)

栽培環境制御設備設置場所、可変施肥・

G P S ガイダンス自動操舵システム設置トラクター等の格納場所

別記第2号様式(第6条関係)

スマート農業促進支援事業計画承認通知

富農第 号
年 月 日

様

富良野市長

年 月 日付けで提出のあったスマート農業促進支援事業計画の内容を審査した結果、計画を承認します。

つきましては、年 月 日までに計画書記載内容の栽培環境制御設備・GPSガイダンス自動操舵システム・農業用ドローン・可変施肥を設置、導入し、設置導入後は速やかにスマート農業促進支援事業補助金実績報告書兼交付申請書を提出してください。

記

1. 承認補助対象経費 金 _____ 円

2. 予定補助金交付額 金 _____ 円

3. 補助対象

- ☐ 栽培環境制御設備
- ☐ GPSガイダンス自動操舵システム
- ☐ 農業用ドローン
- ☐ 可変施肥

4. その他

事業計画に記載された内容に基づき補助金交付額を算出しております。最終的に、実績報告の内容によって補助交付額を決定しますので、変更場合があります。

別記第 3 号様式（第 7 条関係）

機械導入報告書

年 月 日

富良野市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け富農第 号 で計画承認を受けたスマート農業促進支援事業について、設置・導入が完了しましたのでスマート農業促進支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、導入完了報告書を提出します。

記

機械の導入状況

機械の名称	
納品日	
設置日	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

別記第4号様式(第7条第3項関係)

スマート農業促進支援事業補助金実績報告書兼交付申請書

年 月 日

富良野市長 様

〒
住 所
氏 名

スマート農業促進支援事業補助金実績報告及び交付申請について

年 月 日付け富農第 号 で計画承認を受けたスマート農業促進支援事業について、設置・導入が完了しましたのでスマート農業促進支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、補助金実績報告書兼交付申請書を提出します。

記

1. 補助対象経費 金 _____ 円

2. 補助金交付額 金 _____ 円

3. 補助対象

- ☐ 栽培環境制御設備
- ☐ GPSガイダンス自動操舵システム
- ☐ 農業用ドローン
- ☐ 可変施肥

4. 添付書類 (1) 領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写し
(2) リース導入による場合は期間、支払額が記された書類

別記第 5 号様式（第 8 条関係）

スマート農業促進支援事業補助金交付決定通知

富良野市指令第 号
年 月 日

申請者 住 所

氏 名 様

富良野市長

年 月 日 付けで申請のあったスマート農業促進支援事業に対し、金
円を交付する。

ただし、次の事項を承知されたい。

- 1 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
 - (1) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) スマート農業促進支援事業補助金交付要綱並びに関係法令に違反したとき。
 - (3) 事業の中止又は繰延をしたとき。
 - (4) 事業の執行が不相当と認めたとき。
 - (5) その他不正の行為があったとき。
- 2 補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期日については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

別記第 6 号様式（第 8 条第 2 項関係）

スマート農業促進支援事業補助金請求書

年 月 日

富良野市長 様

〒 -
住 所
氏 名 印

スマート農業促進支援事業補助金請求書について

スマート農業促進支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 請 求 金 額 金 _____ 円

2. 振込先口座 金融機関名 _____ 農協 ・ 銀行 ・ 信用金庫

本・支店名 _____ 本店・支店・出張所

預金種目 普通 ・ 当座

口座番号 _____

フリガナ

口座名義 _____

別記第7号様式（第6条第4項関係）

年 月 日

スマート農業促進支援事業補助金執行遅延報告書

富良野市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け富農第 号をもって計画承認を受けたスマート農業促進支援事業について、下記遅延の理由により予定の期間内に完了する見込みがなく、報告いたしますので指示願います。

記

1. 遅延の理由

2. 設置・導入見込み予定日 年 月 日